

## 理工連盟ネットワーク利用基準 第一条（目的）

本基準は、中央大学学友会理工連盟委員会ネットワーク管理運用基準第九条に基づき、理工連盟ネットワークの利用者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第二条（手続）

1. 理工連盟ネットワークの利用に際して、利用部会はその利用の目的、内容、利用者、責任者等利用に関する事項を記した申請書を理工連盟ネットワークプロジェクト委員会（以下「本委員会」という）に提出し、本委員会の許可を受けなければならない。

2. 届出内容の変更、または利用の中止をする際も同様の手続きを必要とする。ただし、利用の中止に関しては本委員会の許可は必要としない。利用を中止し再度利用を行う場合には前項の許可を必要とする。

### 第三条（利用部会）

1. 利用部会とは理工連盟ネットワークを利用する部会をさす。

2. 利用部会の資格は、理工連盟に所属する公認部会のみとする。

3. 利用部会は理工連盟ネットワークの利用に際し、本委員会委員の指示があった場合、その指示に従わなければならない。

### 第四条（利用者）

1. 利用者とは部会の利用申請書に記載された理工連盟ネットワークを利用する者をさす。

2. 利用者の資格は、理工連盟所属の各部会委員であることとする。

3. 利用者は理工連盟ネットワークの利用に際し、本委員会委員の指示があった場合にはその指示に従わなければならない。

### 第五条（遵守事項）

理工連盟ネットワークの利用者及び利用部会はその利用に際し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

#### 1. 一般的遵守事項

1. 市民社会及び大学生活で一般に要求される倫理的及び法的な規範を遵守しなければならない。

2. ネットワークを利用する各組織及びニュースグループ等の規約等を遵守しなければならない。

3. プログラムその他のコンピュータ・ソフトウェアは知的財産権によって保護されていることを認識し、その取り扱いに関しては常に慎重に配慮しなければならない。

4. 他人を誹謗中傷する内容のファイル等を作成または送信してはならない。

5. 大学人としての品位を欠くような内容のファイル等を作成または送受信してはならない。

#### 2. 目的外の利用禁止に関する事項

1. 営利を目的としてネットワークを利用してはならない。

#### 3. 知的財産権の保護に関する遵守事項

1. 知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを、使用許諾権の範囲を超えて複製、修正または配布してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

2. 前号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

#### 4. セキュリティに関する遵守事項

1. 他人のアカウント及びパスワードを不正に入手、所有または使用してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

2. 自己のアカウント及びパスワードを不正に他人に提供しまたは利用させてはならない。

3. 正当な権限無しに、他人及びシステム内部のデータその他の情報を入手してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

4. 通信の秘密を侵害してはならない。

5. 上述の各号の行為を行う手段を、他人に提供してはならない。

5. システムの機能維持に関する遵守事項

1. 正当な権限無しに、ネットワークに関わる設置機器の配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。またそのようなことを試みてはならない。

2. 正当な権限無しに、ネットワークのソフトウェアの構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

3. ネットワークの正常な機能を損なうような、いかなる種類のソフトウェアも導入してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

4. ネットワーク上に、システムの正常な機能を損なうような数量のファイル等を送受信してはならない。

6. その他の遵守事項

1. 理工連盟ネットワークの適切かつ正常な運用に協力し、運用に支障をきたすような行いを行わないこと。

2. 理工連盟ネットワークの管理上行われる運用の制限並びに調査には協力すること。

3. その他、本委員会が必要と認める事項。

第六条（報告）

利用部会は、定期的に理工連盟ネットワークに関する定期報告を行わなければならない。また、利用中に異常が起きた場合には直ちに本委員会に報告しなければならない。

第七条（利用の停止）

管理責任者または管理担当者が、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本委員会は、直ちにその利用者の利用を停止する事ができる。停止を受けた者の所属する部会は、該当者の行った行為を部会として謝罪する文章を本委員会に提出しなければならない。また、再度利用するには第二条の手続きを行わなければならない。

1. 前条の遵守事項に違反したと認められる場合。

2. 第二条の規定による所属利用部会の届出の内容と著しく異なる利用を行っているとして認められる場合。

3. 利用申請書に虚偽の記載があった場合。

4. 理工連盟ネットワークの運営に際してその部会の運用が障害になると認められる場合。

第八条（罰則）

本委員会は、前条において停止を受けた利用者及び利用部会に対し、必要な処罰を行うことができる。

第九条（免責）

本委員会は、理工連盟ネットワークにおけるサービスの提供の遅延や中断、並びに提供された情報に関連して生じた障害に関して、責任を負わないものとする。

第十条（基準の改廃）

本基準の改廃には理工連盟常任委員会の承認を必要とする。

附則

この基準は1997年5月13日より施行する。